

弘前大学大学院地域共創科学研究科〔修士課程〕

学 位 論 文 審 査 基 準

(令和 2 年 6 月 17 日地域共創科学研究科教授会承認)

(趣旨)

- 1 この基準は、弘前大学学位規則（平成 16 年規則第 4 号。以下「規則」という。）及び弘前大学大学院地域共創科学研究科学位細則（以下「細則」という。）に基づき、弘前大学大学院地域共創科学研究科（以下「本研究科」という。）における学位論文の審査等に関し、必要な事項を定める。

(審査方法)

- 2 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を経て、以下の観点について総合的に判断する。

(審査基準)

- 3 学位論文の審査は、次の各号に掲げる基準により行う。

(1) 専門知識

地域共創科学分野における修士課程としての十分な知識を修得し、多角的視点から問題を的確に把握し、解明する能力を身につけていること。

(2) 研究テーマ設定の適切性

学位論文のテーマや目的が適切に設定され、研究の意図や問題意識が明確に汲み取れること。

(3) 論述の適切性

論文の記述（本文、図、表、引用文献等）が十分かつ適切であり、論理構成に無理や無駄がなく結論が導き出されていること。また、読者が内容を正しく理解できる工夫がなされていること。

(4) 独創性

テーマ・問題設定・研究方法・結論等、論文に何らかの独自の意義が見られること。

(5) 記述並びに資料の適切性

記述並びに資料の引用が著作権を侵害することなく適切に行われていること。また、人権侵害など研究倫理上の問題に対して細心の注意が払われていること。